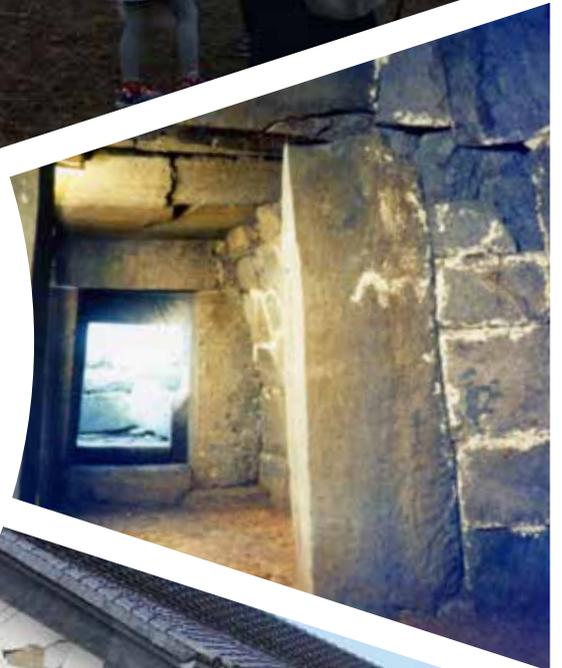




川崎市  
文化財保存活用地域計画  
【概要版】

令和6(2024)年7月認定  
川崎市教育委員会



# 計画作成の目的

- 川崎市文化財保存活用地域計画（以下、「本計画」という。）は、市の最上位計画である川崎市総合計画に掲げる都市の将来像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、市域の歴史文化の特徴を整理してわかりやすく示し、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めることを目的とします。
- 計画期間が満了する「川崎市文化財保護活用計画」の取組の成果や課題を踏まえながら、文化財保護法第183条の3第1項の規定に基づき作成し、本市の新たな文化財の保存と活用に関する取組を位置付けた計画とします。
- このため、個々の文化財の所在状況や管理状況等の現状把握と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るための方針、具体的な事業等の実施計画（取組）を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組を進めていきます。

## 本計画の位置付け

本計画は、「川崎市総合計画」や「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」と、「神奈川県文化財保存活用大綱」と整合を図るとともに、市内の関係部局の文化財に関わる計画との連携を図っていきます。

※本市総合計画のほか関連計画等の改定の際には、必要に応じて計画の見直しを行います。

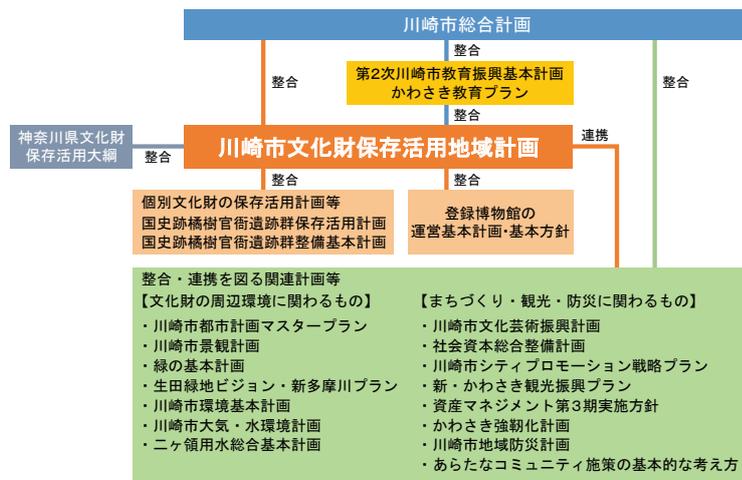


図1 本計画の位置付け

## 文化財の保存と活用

文化財保護法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と定めており、保存と活用は文化財保護の重要な柱です。文化財の活用は、その価値を多くの人々が共有し、確実に次世代へ継承していく一助となるとともに、保存の意義についての理解にもつながります。文化財の保存に悪影響を及ぼすような活用はあってはなりません。このため文化財の保存と活用の好循環を生み出していくことが不可欠です。

文化財の種類・性質により保存・活用のあり方は異なりますが、概ね次のとおりです。

<p>① 文化財の保存</p>	<p>主に、文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること 具体的には次のような方法が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な保管環境下で管理し、良好な保存状態を維持すること</li> <li>・定期的な現状把握調査で状況を把握すること</li> <li>・適切な保存修理を行うこと</li> <li>・文化財そのものの保存が困難な場合に調査を行い記録保存すること</li> </ul>
<p>② 文化財の活用</p>	<p>主に、文化財としての価値を市民と共有し、文化財に親しめるようにすること 具体的には次のような方法が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な方法で情報発信を行い文化財の価値を広く周知すること</li> <li>・文化財の整備を行い、その価値を伝えること</li> <li>・文化財を展示し、その価値を伝えること</li> <li>・文化財の価値を踏まえて、新たな用途で使うこと</li> <li>・文化財の価値を地域で活動する様々な主体が共有し、連携して積極的に利用すること</li> </ul>

# 計画期間

令和 6 (2024) 年度から令和 15 (2033) 年度までの 10 年間

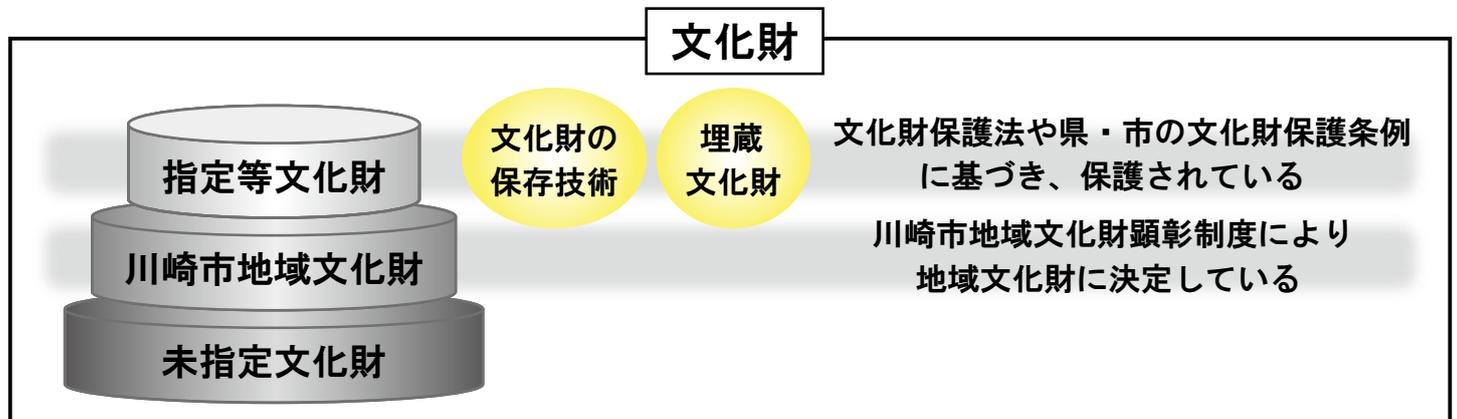
○本市総合計画のほか関連計画等の改定の際には、必要に応じて本計画を見直します。

# 計画の対象範囲

## 文化財

本計画で扱う「文化財」は、文化財保護法第 2 条で規定する文化財（6 類型：有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）及び、文化財保護法第 92 条の埋蔵文化財、第 147 条の文化財の保存技術を指します。また、市域に残る文化財として位置づけられていない地域の産業の姿を伝える資料を「その他（産業遺産）」として扱います。

この文化財には、文化財保護法や県及び市の文化財保護条例に基づき、保護されている「指定等文化財」、川崎市地域文化財顕彰制度により決定している「川崎市地域文化財」、そのほか指定等がなされていない「未指定文化財」が含まれます。



## 文化財保護法で規定される 6 類型

### 有形文化財

建造物 / 絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍・古文書、考古資料、歴史資料

### 無形文化財

(演劇、音楽、工芸技術等)

### 民俗文化財

有形の民俗文化財 (無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等) /  
無形の民俗文化財 (風俗慣習、民俗芸能、民俗技術)

### 記念物

遺跡 (貝塚、古墳、城跡、旧宅等) / 名勝地 (庭園、橋梁、海浜等) /  
動物、植物、地質鉱物

### 文化的景観

人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地  
(棚田、里山、用水路等)

### 伝統的建造物群

(宿場町、城下町、農漁村等)

図 2 文化財の種類

## 歴史文化

国は、歴史文化を「地域に固有の風土の下、先人によって生まれ育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念」と定義し、歴史文化の特徴は地域らしさや地域の特徴をあらわすとしています。本計画においては、「歴史文化」を文化財とそれらが存在する環境を総体的に把握したものと捉えます。

# 川崎市の文化財の概要

## 指定等文化財

指定文化財は、文化財保護法や県・市の文化財保護条例によって指定され、保存修理や防災への経費補助制度がある一方で、現状変更や修理に対しては厳しい制限があります。

市内の指定等文化財の数は令和6（2024）年1月現在、170件です。その内訳は、国指定文化財が19件、県指定文化財が27件、県選択無形民俗文化財が1件、川崎市指定文化財が116件、国登録文化財が7件です。

## 川崎市地域文化財

地域に根差した様々な文化財を幅広く顕彰・記録することで、地域で守られ、伝えられてきた未指定の文化財に光をあて、多くの人々にその価値を伝えていくことを目指し、平成29（2017）年12月に「川崎市地域文化財顕彰制度」を創設しました。

市内の文化財を幅広く把握するため、対象文化財の保存・活用に関わりのある市民団体等からの推薦をもとに、文化財審議会の意見を聴取した上で川崎市地域文化財を決定しています。令和6（2024）年1月1日現在、240件を決定しています。

## 未指定文化財

市域に所在する文化財のうち、指定等文化財と川崎市地域文化財を除いた文化財を指します。令和6（2024）年1月現在に把握している未指定文化財は25,171件（市立の博物館に収蔵している未指定文化財は除く。）で、その内訳は、表に示すとおりです。

表1 文化財の件数 ※令和6（2024）年1月現在

種別/区分	指定等文化財						合計	川崎市地域文化財	未指定文化財
	国		神奈川県		市	国			
	指定/選定	選択	指定	選択	指定	登録			
有形文化財	17	-	17	-	102	5	141	115	17,634
建造物	7	-	11	-	19	5	42	34	374
美術工芸品	10	-	6	-	83	0	99	81	17,260
絵画	2	-	1	-	32	0	35	3	225
彫刻	1	-	3	-	19	0	23	8	672
工芸品	2	-	2	-	1	0	5	3	187
書跡・典籍・古文書	3	-	0	-	14	0	16	10	16,072
考古資料	2	-	0	-	17	0	19	1	104
歴史資料	0	-	0	-	0	0	0	56	0
無形文化財	0	0	0	0	-	0	0	1	0
民俗文化財	1	0	4	1	12	0	18	110	6,710
有形の民俗文化財	1	0	0	0	9	0	10	80	6,640
無形の民俗文化財	0	0	4	1	3	0	8	30	70
記念物	1	-	6	-	2	2	11	14	664
遺跡	1	-	4	-	1	1	7	6	615
名勝地	0	-	0	-	0	0	0	0	0
動物、植物、地質鉱物	0	-	2	-	1	1	4	8	49
文化的景観	0	-	-	-	-	-	0	0	0
伝統的建造物群	0	-	-	-	-	-	0	0	0
その他（産業遺産）	-	-	-	-	-	-	-	-	163
合計	19	0	27	1	116	7	170	240	25,171
	19		28						
文化財の保存技術	0	0	-	-	0	0	0	0	0

※法律・条例に制度の定めがないものを「-」で示しました。



国指定重要文化財  
圓伊藤家住宅（日本民家園）



国登録有形文化財  
昭和電工川崎工場本事務所



国指定重要文化財  
木造薬師如来阿脇土像



神奈川県指定無形民俗文化財  
小向の獅子舞



川崎市重要天然記念物  
パラステゴドン象歯化石

# 川崎市の歴史文化の特徴

市域の自然環境や歴史的背景、文化財の状況を踏まえ、その特徴を5つに整理しました。

## (1) 丘陵で営まれた暮らし

多摩丘陵には旧石器時代から人間の活動の痕跡が遺され、農耕が主な生業になってからも自然を活用し、人々の生活が継続的に営まれてきました。丘陵の北側は急峻な斜面で、多摩川の対岸までを一望できます。橘樹官衙遺跡群は、古代の官道に近い、眺望に優れた台地上に置かれました。中世の山城も、多摩丘陵上の多摩川の渡河点を見下ろす交通の要衝に築かれました。



小沢城（切り立った北側斜面）

## (2) 水辺に育まれた地域

人々は、環境の変化や技術の進歩とともに、沖積低地へも活動の場を広げてきました。やがて網のように巡らされた用水の整備や、河川改修工事などにより豊かな穀倉地帯が生まれました。臨海部では、江戸時代中期以後、新田開発が進められ、近代には工業地帯が形成されました。工業化に伴う人口増に対応するため、上水道が整備され、このことが川崎市誕生、後の市域の拡大の一つの要因になりました。



二ヶ領用水（溝口周辺）

## (3) 各時代に取り込まれてきた最先端の文化や技術

市域の古墳は、その時期の最新の文化や築造技術が取り入れられています。橘花屯倉が置かれた後には、律令体制へ続く初期の地方支配拠点である評家が置かれました。当時最先端の仏教文化が早くからもたらされ、寺院が造営され、火葬の風習が取り入れられました。戦国時代の市域を支配した後北条氏は楽市政策を進め、近世には、池上幸豊が海中新田開発や甘蔗栽培に取り組んでいます。近代では、市域に進出した大工場では最新の生産技術が導入され、大規模な事業に投資がされてきました。



馬絹古墳の石室内部

## (4) 江戸を支える社会基盤の整備により発展したまちとにぎわい

家康の関東入国を契機として、市域は首都である江戸の人々の生活を支える経済圏としての役割が期待され、用水が開削され、新田開発が進められました。江戸時代中期になると、新田開発が奨励され、商品経済の発達とともに梨や柿、黒川炭や和唐紙等特産品が生まれ、ますます江戸を支える地域としての性格を強めました。江戸時代後半には、市内の各地が江戸近郊の行楽地として人々に親しまれました。



蔵造りの建物が残る大山街道

## (5) 日本の近代工業化を牽引しつつ拡大・発展した都市

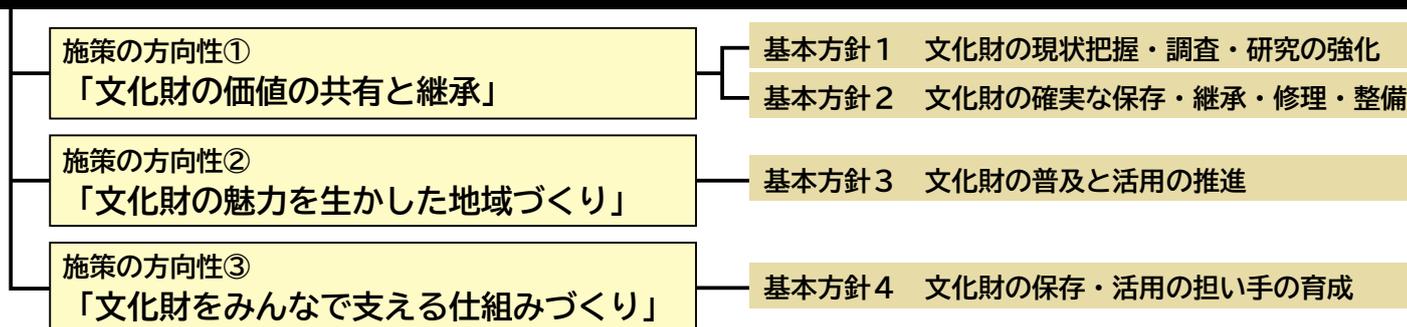
多摩川や東京湾の水運、鉄道といった交通の便の良さや、低廉な用地を売りものに工場用地や港湾が整備され、工場の進出が相次ぎました。工業都市化の波は昭和10（1935）年頃から南武鉄道沿線に広がり、やがて戦時体制強化のため工場は再編整備され、物資や生産工程も軍部に管理されました。戦後の復興期には石炭・鉄鋼などの基幹産業に優先的に資材や原料が供給され、市域の工業は息を吹き返しました。埋立地には、日本最大級の石油化学コンビナートが形成され、戦後日本の高度経済成長を牽引しました。



川崎臨海部の工場夜景

# 文化財の保存・活用に関する基本理念と施策の方向性

## 【基本理念】 文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり



### ▼文化財の保存・活用に関する課題

#### (1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化

- 特に有形・無形の民俗文化財分野の把握が進んでいない。
- 近現代の文化財は把握が進んでいない。
- 古い調査資料や報告書のデジタル化がなされておらず、情報の検索に時間がかかる。 など

### ▼個別の取組方針と取組内容の例

#### (1)-1 文化財の適切な現状把握

未指定文化財把握を、川崎市地域文化財顕彰制度の運用や過去の文化財調査を基礎情報とした追跡調査等によって進める。など

##### ★「川崎市石造物調査報告書」の追跡調査

- 取組主体：川崎市、市民・団体
- 計画期間：R6～15



#### (2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備

- 所在把握調査により把握した未指定文化財や地域文化財を評価し、計画的に指定登録等していく必要がある。
- 無形の民俗文化財の継承方法の工夫・模索、後継者の確保・育成が急務。 など

#### (2)-4 無形文化財・無形民俗文化財の継承

無形の民俗文化財や無形文化財の公開機会の確保や後継者育成などの継承活動を支援。そのために必要な調査や記録作成等を行う。など

##### ★民俗芸能発表会の運営支援

- 取組主体：川崎市、市民・団体
- 計画期間：R6～15



#### (3) 文化財の普及と活用の推進

- 文化財の内容や価値をデジタル技術を活用し、即時性・継続性のある発信ができていないため、多くの情報に埋もれてしまっている。
- 学校の授業で文化財を活用するための素材の提供が十分にできていない。 など

#### (3)-3 文化財を活用した学校教育・生涯学習

市域の歴史文化の特徴や文化財の情報を学校や区役所職員に提供する仕組みを整える。など

##### ★学校による博物館等施設利用

- 取組主体：川崎市、教育機関
- 計画期間：R6～15



#### (4) 文化財の保存・活用の担い手の育成

- 文化財の保存・活用に関する文化財所有者・管理者の経済的・心理的な負担の軽減が必要。
- ボランティアの養成が十分にできていない。 など

#### (4)-2 市民参加型の保存・活用体制の構築

ボランティアの養成を行うとともに、市民・市民団体と連携しながら保存・活用の取組を展開する仕組みを構築する。など

##### ★文化財ボランティア登録制度の運用

- 取組主体：川崎市、市民・団体
- 計画期間：R6～15



# 文化財の一体的・総合的な保存・活用

## 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定

### 【設定の目的と効果】

「施策の方向性②文化財の魅力を生かした地域づくり」において、個別の取組方針（3）-4地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進のため、関連文化財群（本市の歴史文化を語るストーリー）や、文化財保存活用区域（文化財が集積する区域）を設定します。

これは、市域の歴史文化の特徴を表す多様な文化財を共通の背景や文脈を持つストーリーやテーマでまとめ、市域の歴史文化を分かりやすくひもとく重要な手がかりとして設定することで、行政だけでなく市民とも市域の歴史文化の特徴を共有することを目指します。これにより、市の事業のみならず、市民自らが身近な文化財を保存・活用し、地域づくりに生かしていくことを支援し、地域への興味や愛着を深めることにつなげます。

### 【設定の考え方】

- ・川崎市文化財保存活用地域計画の第3章第2節で整理した川崎市の歴史文化の特徴を反映し、その魅力をわかりやすく伝えるストーリー・テーマとします。
- ・市民が市域の文化財を身近に感じ、文化財を活用した地域づくりの促進につながる内容・構成とします。
- ・地域での生涯学習や学校での地域学習の推進につながる内容や構成とします。
- ・今後の調査研究の進展や市民の発案により、関連文化財群の充実を図ります。

関連文化財群	歴史文化の特徴
①二ヶ領用水と地域開発 	(2) 水辺に育まれた地域 (4) 江戸を支える社会基盤の整備により発展したまちとにぎわい
②工業都市川崎とものづくり 	(2) 水辺に育まれた地域 (3) 各時代に取り込まれてきた最先端の文化や技術 (5) 日本の近代工業化を牽引しつつ拡大・発展した都市
③橘樹郡の成立 	(1) 丘陵で営まれた暮らし (3) 各時代に取り込まれてきた最先端の文化や技術
④つわものどもの夢のあと 	(1) 丘陵で営まれた暮らし (3) 各時代に取り込まれてきた最先端の文化や技術
⑤厄除け大師への信仰 	(4) 江戸を支える社会基盤の整備により発展したまちとにぎわい
⑥いまに生きる願掛けとご利益 	(1) 丘陵で営まれた暮らし (2) 水辺に育まれた地域

## 関連文化財群① ニヶ領用水と地域開発

川崎市域は、ニヶ領用水の開削を通じ、幕府による江戸の経営基盤を支える地域として開発が進められました。用水は農業用水から工業用水へ、そして環境用水として役割を変えながら、常に人々の生活と深い関わりを持ってきたことを示す関連文化財群です。



### ① ニヶ領用水（草堰）

江戸時代の稲毛領と川崎領を貫く、現在の川崎市のほぼ全域を流れる県下で最も古い用水の一つです。徳川家康の命を受けた代官の小泉次大夫によって慶長16（1611）年に約14年の歳月をかけて完成されました。

### ① ニヶ領用水（二つの堀の分岐点）

### ② 安楽寺文書

ニヶ領用水の取水口に関する記録が含まれます。

### ⑤ 泉田二君功德碑

明治22（1889）年に建立されました。ニヶ領用水を開削した小泉次大夫と、用水や多摩川の大改修を行った田中休愚の功績をたたえるために設立された水恩講社が建立しました。



【平賀栄治】神奈川県の大摩川右岸農業水利改良事務所長で、円筒分水の設計・建設を行ったほか、大雨になるとニヶ領用水に流れ込み洪水を引き起こしていた平瀬川も改修しました。

### ⑥ 久地円筒分水

用水を市内4つの堀に分水するため、昭和16（1941）年に竣工しました。当時としては画期的で最も正確な自然分水装置でした。

### ⑧ 手洗石

ニヶ領用水の改修を行った田中休愚の代官就任を祝い、実子や手代衆が現在の稲毛神社に奉納した手洗石です。



課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>未登録の県有地については、登録に向けて県との調整が必要。</li> <li>昨今の集中豪雨や大型台風がもたらす風水害への対応として用水の改修の要望等もあげられており、地域の文化財を活かしつつ、住民の安全・安心をどのように確保するか。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の適切な現状把握と登録の推進</li> <li>「ニヶ領用水と地域開発」の積極的な発信</li> </ul>
取組(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の所在把握調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組主体：川崎市、市民・団体、民間企業、教育機関</li> <li>■R6～15</li> </ul> </li> <li>○ニヶ領用水の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組主体：川崎市、市民・団体</li> <li>■R6～15</li> </ul> </li> </ul>

図3 「ニヶ領用水と地域開発」の文化財の位置

／地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

※③④川崎市市民ミュージアム所蔵、⑦個人所蔵のため位置は示さず

### 【「ニヶ領用水と地域開発」を構成する文化財】

①ニヶ領用水、②安楽寺文書、③清沢村御縄打水帳、④水騒動御裁許写、⑤泉田二君功德碑、⑥久地円筒分水、⑦平川家文書、⑧手洗石、⑨小泉橋遺構、⑩用水改良事業堰堤工事概要

### 【「ニヶ領用水と地域開発」に関連するおもな人物】

小泉次大夫、田中休愚、平賀栄治

## 関連文化財群② 工業都市川崎とものづくり

江戸時代以来農村であった市域が、多摩川中・下流域に近代工場が進出したことによって、やがて日本の近代工業化を牽引する工業都市へと変貌する過程で、生まれ、消えていったものづくりを伝える関連文化財群です。



### ① 北條鉄工の建造物（撮影：MOTOSUKE FUJII）

日本鋼管（当時）の出入り業者として鉄骨・鉄筋の加工とそれに付帯する工事を請け負う鉄工所です。周辺が京浜工業地帯であったことを示す現在では数少ない工場建築です。



### ③ 川崎河港水門

多摩川沿岸の工場の物資の積み下ろしをする河岸を一元化するために河港が作られることになり、多摩川と港を遮断する水門として多摩川改修工事の一環で造られました。



### ⑬ 沖縄民俗芸能

「富士瓦斯紡績」の女子工員の親類縁者等、川崎に移り住んだ沖縄の人々が継承してきた沖縄の芸能です。現在は川崎沖縄芸能研究会により継承されています。

【石井泰助】川崎町の発展のために自ら所有する土地を廉価で提供し、東京電気等の工場を積極的に誘致しました。大正13（1924）年には初代川崎市長に就任しました。

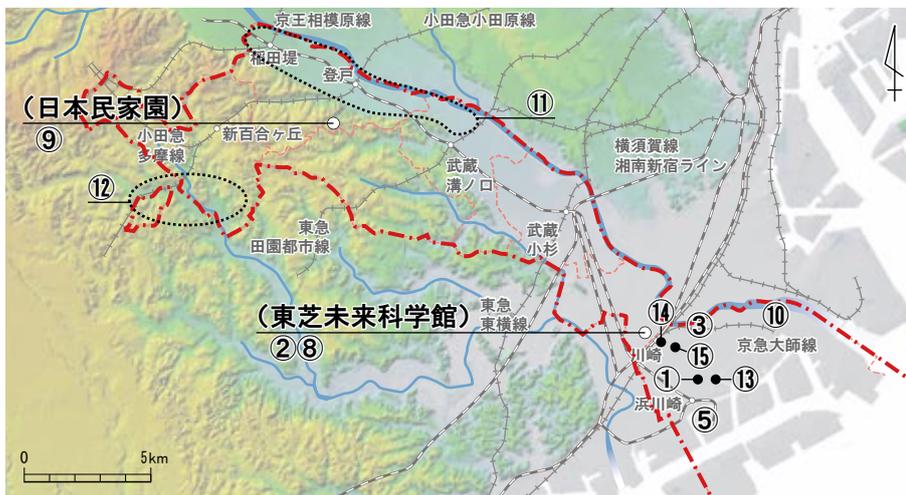


図4 「工業都市川崎とものづくり」の文化財の位置

／「地理院地図（電子国土Web）」（国土院）を加工して作成

※⑥個人所蔵、⑦川崎市市民ミュージアム所蔵のため位置は示さず

### 【「工業都市川崎とものづくり」を構成する文化財】

①北條鉄工の建造物、②マツダランプ、③川崎河港水門、④カッターヘッド、⑤昭和電工川崎工場本事務所、⑥御幸煉瓦製造所のレンガ・鉄製銘板、⑦川崎町水道の木製水道管、⑧日本語ワードプロセッサ、⑨足踏脱穀機 ミノル親玉号、⑩大師河原の漁撈具、⑪多摩川梨、⑫禅寺丸柿、⑬沖縄民俗芸能、⑭石敢当、⑮川崎市初代市長石井泰助大人頌徳碑

### 【「工業都市川崎とものづくり」に関連するおもな人物】

石井泰助、浅野総一郎、藤岡市助、箕輪政次郎、箕輪玄作、箕輪嘉夫

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場敷地内に保存されている場合、安全確保のため広く一般への実物公開が難しい。</li> <li>文化財としての位置付けや評価をどのように行うか検討が必要。</li> <li>文化財を所有する企業との連携・情報共有を進め、現在は失われた文化財やものづくりの技術の記憶等も含め、価値の周知や情報発信・公開をしていくことが必要。</li> <li>川崎河港水門の保存・活用は、治水事業との調整が必要。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の適切な現状把握と情報発信</li> </ul>
取組(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の所在把握調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組主体：川崎市、市民・団体、民間企業</li> <li>■R6～15</li> </ul> </li> <li>○市内企業博物館等との連携した情報発信の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組主体：川崎市、市民・団体、民間企業、教育機関</li> <li>■R6～15</li> </ul> </li> </ul>

## 関連文化財群③ 橘樹郡の成立

古墳の築造によって首長の権威を示した時代から、律令制による中央集権国家へと移り変わる時期の、本市の姿をあらわす関連文化財群です。



### ① 橘樹郡家跡（橘樹郡家跡第30次調査）

古代律令制の地方支配拠点として置かれた橘樹郡の役所の遺跡です。大宝律令以前の「評」段階から設置されており、9世紀代まで機能していたとみられます。



### ⑫ 塚越古墳

円筒埴輪、周溝を伴う円墳です。南関東地方最古級の横穴式石室を持ちます。橘花屯倉と関係する有力者の墓とみられます。

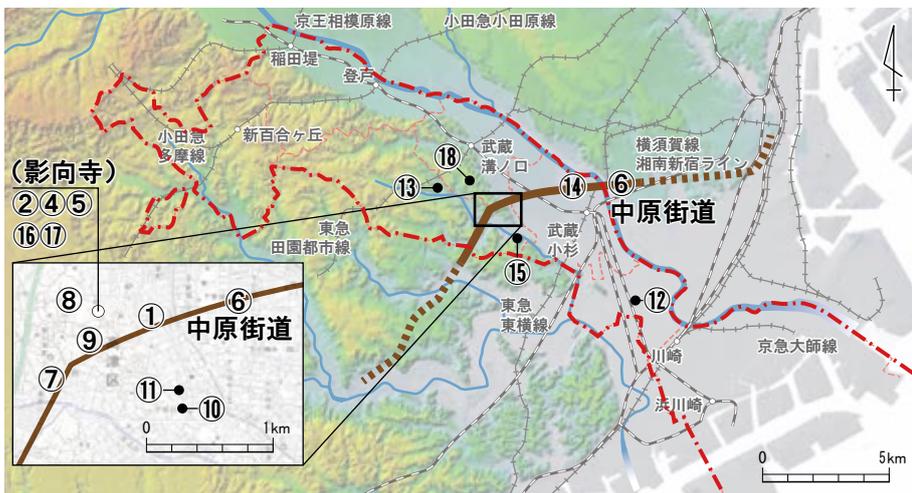


### ⑬ 影向石

古代寺院の塔心礎。県指定重要文化財影向寺薬師堂附。影向寺薬師堂の関連資料として保護されています。近世には、舍利穴に溜まった水で目を洗うと眼病が治ると信仰されました。

### 【笠原直使主】と【小杵】

武蔵国造については、『日本書紀』安閑天皇元（534）年の条に記事があります。要約すると、武蔵国では国造の地位をめぐり笠原直使主と同族の小杵が長年争い、使主は朝廷に助けを求めて小杵に勝利し、朝廷に横渟・橘花・多氷・倉樺の屯倉を献上したという内容です。「タチバナ」の地名が文献に現れた初出です。



課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺跡の全貌が判明していないため、今後も調査の継続が必要。</li> <li>地上からはその内容が分かりにくいので、史跡の価値が誰にでも分かるような整備や活用が必要。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の価値を明らかにするための調査の実施</li> <li>「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」等に基づく整備と活用の推進</li> </ul>
取組(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○橘樹官衙遺跡群及び関係遺跡の調査と整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組主体：川崎市、教育機関 ■R6～15</li> </ul> </li> <li>○整備した展示物の維持管理と経年変化の調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組主体：川崎市、民間企業、教育機関</li> <li>■R6～15</li> </ul> </li> </ul>

図5 「橘樹郡の成立」の文化財の位置

／「地理院地図（電子国土Web）」（国土院）を加工して作成 ※③川崎市教育委員会蔵のため位置は示さず

### 【「橘樹郡の成立」を構成する文化財】

①千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕、②影向寺遺跡、③无射志国荏原評銘文字瓦、④影向寺木造薬師如来両脇土像、⑤影向寺破損仏、⑥中原街道、⑦野川東耕地遺跡、⑧三荷座前遺跡、⑨野川神明社遺跡、⑩子母口植之台遺跡（蓮乗院北遺跡）、⑪橘樹神社、⑫塚越古墳、⑬馬絹古墳、⑭小杉御殿町遺跡、⑮蟹ヶ谷古墳群、⑯影向石、⑰影向寺薬師堂礎石（3基）、⑱新作小高台遺跡

### 【「橘樹郡の成立」に関連するおもな人物】

笠原直使主（かさはらのあたいおみ）、小杵（おき）、飛鳥部吉志五百国（あすかべのきしいおくに）、物部真根（もののべのまね）、棕椅部弟女（くらはしべのおとめ）

# 関連文化財群④ つわものどもの夢のあと～中世武士の世界～

中世に列島規模の争乱と東国の権力闘争が展開するなかで、多摩川と多摩丘陵の地形が果たした軍事的な役割や武士による領国経営を伝える関連文化財群です。



① 小沢城 遠景

後北条氏の時代まで存続した山城です。



③ 枅形城跡

詳細不明の伝承地です。



⑧ 妙楽寺木造薬師如来両脇侍像

永正6(1509)年に造立された薬師如来坐像を中心とした三尊像です。



⑪ 木造稲毛重成坐像

(企画展『「つわもの」どもの光と影 - 稲毛三郎とその時代 -』図録より転載) 桃山時代作。衣冠束帯像で左腰に太刀を差しています。



⑬ 泉沢寺文書

世田谷吉良氏による泉沢寺再興に関わる文書を中心に、小田原北条氏や徳川氏の奉行人や代官に関連する文書からなります。



⑮ 後北条氏の虎の印判状

(川崎市市民ミュージアム所蔵) 後北条氏の領国経営の実態を示す古文書で、所領を保証する安堵状や撰銭令、所領の宛行状等があります。



図6 「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界～」の文化財の位置

／「地理院地図(電子国土Web)」(国土院)を加工して作成

※⑫⑮川崎市市民ミュージアム所蔵のため位置は示さず

## 【「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界～」を構成する文化財】

- ①小沢城、②寺尾城、③枅形城、④作延城、⑤井田城、⑥亀井館、⑦広福寺、⑧妙楽寺木造薬師如来両脇侍像、⑨浅間塚経塚、⑩井田経塚、⑪木造稲毛重成坐像、⑫関東下知状、⑬泉沢寺文書、⑭木造釈迦如来坐像、⑮後北条氏の虎の印判状

## 【「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界～」に関連するおもな人物】

稲毛三郎重成、阿野全成、北条義時、吉良頼康、北条氏康

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城址は現状を把握するとともに、測量技術等を利用した調査が必要。</li> <li>・市内に残る地名や伝承をどのように継承していくかが課題。</li> <li>・地域学習の素材としての活用、地域の魅力発信コンテンツとしてのさらなる活用が求められている。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の適切な現状把握と確実な記憶の伝承</li> <li>・「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界～」の積極的な発信</li> </ul>
取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中世地名の調査研究と伝承の収集                     <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組主体:川崎市、市民・団体 ■R8～11</li> </ul> </li> <li>○生涯学習での活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組主体:川崎市、市民・団体 ■R11～15</li> </ul> </li> </ul>
(例)	

## 関連文化財群⑤ 厄除け大師への信仰

江戸時代後期にはじまる川崎大師の隆盛や東海道川崎宿のにぎわいと、現代まで続く厄除け大師の信仰を伝える関連文化財群です。



### ② 弘法大師道標

もと川崎宿の「万年」の脇、大師道が東海道から分かれる地点にたてられていた道標で、道路改修のために移設されました。現存市内最古の道標です。

#### 【弘法大師空海】

平安時代に真言宗を開きました。三筆の一人（他に嵯峨天皇・橘逸勢）。仏教のみならず文化・教育・社会事業等様々な方面に大きな足跡を遺しました。



### ④ 日輪大師像

海波中輪宝上の日輪の中、蓮華台座上に跏趺する姿を描いた特異な図柄の大師画像です。

文政3(1820)年の本堂再建に際し、江戸の講中が寄進したもので、大師信仰史の資料として貴重です。



### ⑨ 若宮八幡宮境内の石橋

川崎大師参道にかけられた九橋のうち、若宮八幡宮前の石橋が境内へ移されました。「九箇所之内」との陽刻があります。



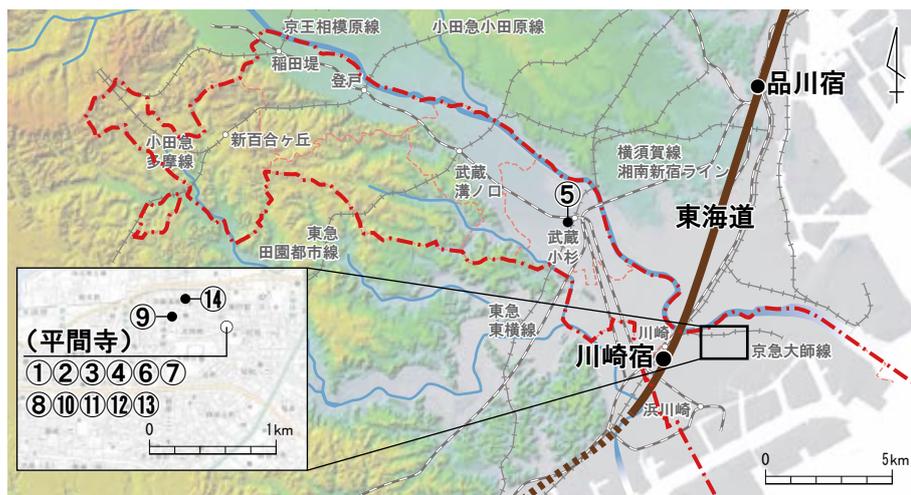
### ⑪ 川崎大師引声念仏・双盤念仏

川崎大師引声念仏は、天保5(1834)年に第35世隆盛和尚が本堂再建を期して始められたとされています。3月20～22日の正御影供で、御本尊の大師像の御戸帳を開閉する際に行われます。



### ⑫ 川崎大師平間寺大本堂

昭和20(1945)年4月15日の空襲で焼失した天保5年建立の大本堂に代わり、昭和39(1964)年に落慶した大岡實と乾兼松の設計による鉄筋コンクリート造の本堂です。法隆寺金堂壁画焼損の経験から、不燃性に重点を置いた観点をもって設計されました。



課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成文化財は周辺にまだ存在すると考えられるが、関連文化財群としての把握は十分とは言えない。</li> <li>関連文化財群の魅力発信を効果的に行うため、東海道川崎宿の活性化事業との連携が必要。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域と連携した文化財の掘り起こしの推進</li> <li>大師信仰にまつわる関連文化財群の発信</li> </ul>
取組(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域と連携した文化財の掘り起こし <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組主体：川崎市、市民・団体</li> <li>■R6～15</li> </ul> </li> <li>○地域資源をいかしたまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組主体：川崎市、市民・団体、民間企業</li> <li>■R6～15</li> </ul> </li> </ul>

図7 「厄除け大師への信仰」の文化財の位置

／「地理院地図（電子国土Web）」（国土院）を加工して作成

### 【「厄除け大師への信仰」を構成する文化財】

①六字名号塔、②弘法大師道標、③宝篋印塔、④日輪大師像、⑤大師河原開帳諸々奉納并飴物目録、⑥赤札授与、⑦遊山慕仙詩碑、⑧九橋の碑、⑨若宮八幡宮境内の石橋、⑩道普請寄進碑、⑪川崎大師引声念仏・双盤念仏、⑫川崎大師平間寺大本堂、⑬川崎大師平間寺大梵鐘、⑭京浜急行発祥の地碑

### 【「厄除け大師への信仰」に関連するおもな人物】

弘法大師空海、田安宗武、徳川家斉、平間兼乗、紀伊国屋作内、万年屋半七

## 関連文化財群⑥ いまに生きる願掛けとご利益

五穀豊穡や災厄消除、健康や美容などさまざまな願掛けや御利益を求めた多くの庶民の生活や信仰を伝える関連文化財群です。



### ④ 岡上のどんど焼き(上・下地区)

上・下地区、谷戸地区、川井田地区の3ヶ所で行われる小正月の火祭です。



### ⑥ 松寿弁才天図

多摩川の洪水の際に、多くの人の命綱となった宿河原の綱下げ松の白蛇を祀った松寿弁才天を題材とした絵画です。



⑦ 影向寺の乳イチヨウ  
産婦が樹皮を煎じて飲むと乳の出が良くなると信仰されました。



### ⑧ 南河原雨乞い獅子頭

龍は雨を呼ぶという信仰を下敷きに制作されたと考えられる獅子頭です。



### ⑩ 大山灯籠

大山の登山が許される夏の間、大山街道の参詣路に参詣者のためにたてられた灯籠です。



### ⑪ 麻生不動院のだるま市

不動明王を本尊とし、火伏の神として知られる木賊不動の縁日です。1月28日に開催されます。



図8 「いまに生きる願掛けとご利益」の文化財の位置  
／「地理院地図(電子国土Web)」(国土院)を加工して作成

※⑤・⑨市域全域に所在するため位置は示さず

### 【「いまに生きる願掛けとご利益」を構成する文化財】

①川崎大師平間寺、②しょうづかのばあさん、③登戸敬神講、④岡上のどんど焼き、⑤十王図、⑥松寿弁才天図、⑦影向寺の乳イチヨウ、⑧南河原雨乞い獅子頭、⑨市域に伝わる囃子・踊り、⑩大山灯籠、⑪麻生不動院のだるま市

課題	・構成要素の文化財は、地域の祭りや行事に結び付いており、市民がこれらの風習や行事を楽しみながら、本来の意味や行事の変化等を知り、伝承することは、文化財の保存・活用を進める上で重要。
方針	・民俗文化財の保存・継承の支援 ・地域と連携した文化財の掘り起こしの推進
取組(例)	○行事等の伝承 ■取組主体：川崎市、市民・団体、教育機関 ■R12～15 ○地域文化財顕彰制度による新たな文化財の把握 ■取組主体：川崎市、市民・団体、民間企業、教育機関 ■R6～15

日本民家園の所在する生田緑地周辺には、多摩丘陵の自然とともに、かつて農村で行われた年中行事などが遺されており、日本民家園の文化財とあいまってかつて営まれた伝統的な生活文化を伝える、文化財が集積する区域です。



① 日本民家園  
25件の文化財建造物からなる古民家の野外博物館です。昭和42(1967)年開園しました。民家に付属する民俗資料も多数収蔵しています。



③ 生田緑地の地層（おし沼砂礫層）  
関東ローム層、飯室層、おし沼砂礫層等、多摩丘陵の基盤となる地層の露頭が各所にあります。



⑥ 初山の獅子舞  
初山地区に伝えられている一人立ち三匹獅子舞です。雌獅子隠しのストーリーを持っています。



⑨ 長尾神社のマトー  
毎年1月7日に長尾神社で行われるオマト行事です。射手は稚児2人とその介添え人で、2本の矢を単位としてそれぞれ3回座射します。



課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本民家園とその所蔵文化財の保存・活用のためには、耐震補強や防災対策等、文化財や利用者の安全を重視した施設の整備や維持管理が必要。</li> <li>・生田緑地やその周辺の自然環境、里山の暮らしに関連する有形・無形文化財など、構成文化財の一体的な保存・活用による魅力向上が求められている。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本民家園の文化財の確実な保存管理</li> <li>・生田緑地の自然環境を含む区域の文化財の魅力発信および利用促進</li> </ul>
取組(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の保存・修理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組主体：川崎市、教育機関</li> <li>■R6～15</li> </ul> </li> <li>○無形の民俗文化財の活動支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組主体：川崎市、市民・団体</li> <li>■R6～15</li> </ul> </li> </ul>

図9 「日本民家園と里山の風景」の文化財の位置  
／「地理院地図（電子国土Web）」（国土院）を加工して作成

【「日本民家園と里山の風景」における文化財】

- ①日本民家園の建造物と民具、②枳形山、③生田緑地の地層、④生田緑地のコナラ林、⑤ホトケドジョウ、⑥初山の獅子舞、⑦初山の獅子頭、⑧初山十王堂、木造閻魔坐像、石造十王坐像及び奪衣婆像、⑨長尾神社のマトー、⑩長尾神社射的祭儀式記録、⑪D5I 蒸気機関車

【「日本民家園と里山の風景」に関連するおもな人物】

古江亮仁、大岡實

## 文化財保存活用区域② 加瀬山

縄文時代から現代にいたるまでの人々の活動の痕跡が刻まれてきた独立丘陵で、都市の開発とともに失われた古墳や市外に流出した文化財を含め、文化財が集積する区域です。



③ 加瀬台古墳群（加瀬台3号墳）  
現在わかっているだけで11基の古墳から構成されていました。白山古墳と第六天古墳は戦前の土取り工事で壊されてしまいましたが、台地上には現在6基の円墳が残されています。3号墳は7～8世紀の横穴式石室内部を見学できます。



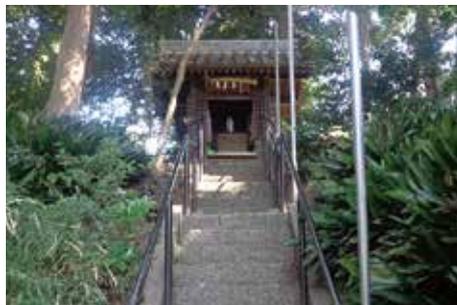
③ 加瀬台古墳群（加瀬台9号墳）



⑤ 寿福寺の力石  
江戸末期から大正初期にかけて南加瀬村の若者たちが力くらべをしたときに使ったという力石です。



⑥ 了源寺  
本堂・庫裏は宝暦年間に建築。境内に所在する加瀬台4号墳は明治末年に中国鏡2面と鉄斧が出土しており、5世紀後半の円墳と考えられています。



⑦ 富士浅間神社（加瀬台6号墳）  
熊野神社に隣接する古墳を利用した、富士山を模して小高くなっている富士塚です。12世紀には経塚として利用されました。



加瀬山周辺  
市内で発見された文化財で唯一の国宝である「秋草文壺」も加瀬山南麓から出土しました。



秋草文壺  
(慶應義塾所蔵)



課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加瀬山周辺の文化財については所在把握調査が十分でなく、市民とともに掘り起こしをすすめる必要がある。</li> <li>・加瀬山周辺は戦中から土取り工事が盛んに行われ、重要な古墳や貝塚が壊されている。また、重要な遺物に関連する遺跡・遺構等の詳しいことはわかっていない。</li> <li>・秋草文壺や白山古墳の副葬品等重要な文化財は、市外で保管されており、市民に親しまれているとは言えない。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と連携した文化財の掘り起こしの推進</li> <li>・文化財の価値の確実な共有</li> </ul>
取組(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域文化財顕彰制度による新たな文化財の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組主体：川崎市、市民・団体、民間企業、教育機関 ■R6～15</li> </ul> </li> <li>○情報発信の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組主体：川崎市 ■R6～15</li> </ul> </li> </ul>

図10 「加瀬山」の文化財の位置

／「地理院地図（電子国土Web）」（国土地理院）を加工して作成 ※①④⑨は区域外に所在するため位置は示さず

### 【「加瀬山」における文化財】

①秋草文壺、②幸区 No. 7 遺跡、③加瀬台古墳群、④白山古墳出土の副葬品、⑤寿福寺の力石、⑥了源寺、⑦富士浅間神社（加瀬台6号墳）、⑧加瀬台遺跡、⑨越路遺跡出土青白磁四耳壺

### 【「加瀬山」に関連するおもな人物】

太田道灌、軽部五兵衛

# 文化財の保存・活用の推進体制

## 本市の推進体制

本計画の推進に当たっては、文化財保護主管課を中心に、庁内関係部局や市関連団体、市民や教育・研究機関、企業等と連携していきます。

## 市民との連携

多様な主体による地域総がかりで文化財を保存・活用し、円滑に本計画を進めていくため、文化財所有者・管理者、市民、市民団体と連携します。

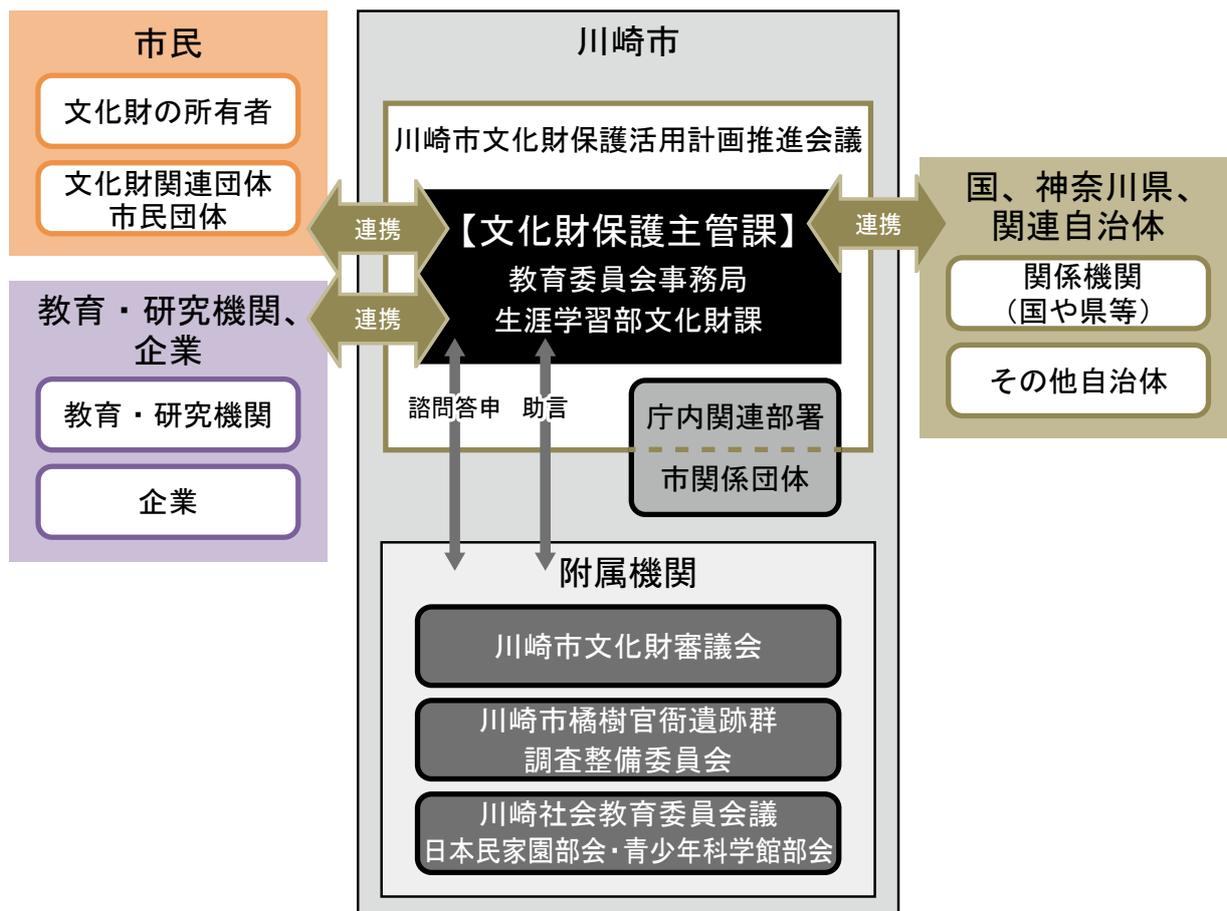


図 11 川崎市における文化財の保存・活用の推進体制

## 計画の進行管理と評価

本計画に基づく取組を進行管理する手法として、PDCA サイクルを確立していきます。PDCA サイクルの運用にあっては、文化財の保存・活用の方針毎に設定した目標値の達成度や個別の取組の実行状況を点検し、毎年度自己評価を行い、川崎市文化財審議会にその結果を報告し、聴取した意見を踏まえて、次年度以降の取組に生かしていきます。

また、川崎市文化財保護活用計画推進会議においては、関係部局や市民団体等の取組について情報共有を図ります。

### 川崎市文化財保存活用地域計画【概要版】

令和 6 (2024) 年 7 月 認定      令和 7 (2025) 年 1 月 発行  
発行・編集 川崎市教育委員会事務局 生涯学習部文化財課  
〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地



Colors, Future!  
いろいろって、未来。

川崎市